

「ガスの小売営業に関する指針」 新旧対照表

改定後	現行
ガスの小売営業に関する指針	ガスの小売営業に関する指針
目次	目次
<p>序 (略)</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 一般的な情報提供</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p> i) ~ v) (略)</p> <p> vi) <u>原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の取組</u></p> <p> vii) <u>調整上限を設けた原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の取組</u></p> <p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア 問題となる行為</p> <p> i)・ii) (略)</p> <p> iii) <u>小売供給に係る料金について需要家に誤解を与える説明</u></p> <p>イ 望ましい行為等</p> <p> i) ~ iv) (略)</p> <p> v) <u>原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給契約の締結等をする際の情報提供</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 <u>原料費調整等をはじめとする料金高騰リスクへの対応の参考事例</u></p>	<p>序 (略)</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 一般的な情報提供</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p> i) ~ v) (略)</p> <p> 【新設】</p> <p> 【新設】</p> <p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア 問題となる行為</p> <p> i) ~ ii) (略)</p> <p> 【新設】</p> <p>イ 望ましい行為等</p> <p> i) ~ iv) (略)</p> <p> 【新設】</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>【新設】</p>

1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 一般的な情報提供

ア (略)

イ 望ましい行為

i) ~ v) (略)

vi) 原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の取組
ガス小売事業者が原料費調整その他の原料価格の変動による料金の増額又は減額（以下「原料費調整等」という。）の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う場合においては、需要家にとって原料費調整等の仕組みやそれによる料金変動のリスクが分かりやすい料金メニューとするとともに、ガス小売事業者が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、その原料費調整等の仕組みやそれによる料金変動のリスクについて、ホームページ等で分かりやすく情報提供を行うことが望ましい¹。ホームページで情報提供を行う場合には、他の料金メニューと比較してたどりつきやすさに遜色がないことによって、料金が比較しやすいようになっていることが望ましい。

¹ ガス小売事業者等が小売供給契約の締結等をしようとする場合の説明義務については、後述の1(2)及び【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】を参照。

vii) 調整上限を設けた原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の取組

ガス小売事業者が調整上限を設けた原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う場合においては、調整上限の算定方法（算定に用いる基準価格を含む）や、その変更の条件等の考え方について、供給約款等に定めるとともに、ガス小売事業者が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、需要家に対しホームページ等で分かりやすく情報提供を行うことが望ましい。ホームページで情報提供を行う場合には、他の料金メニューと比較してた

1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 一般的な情報提供

ア (略)

イ 望ましい行為

i) ~ v) (略)

【新設】

【新設】

どりつきやすさに遜色がないことによって、料金が比較しやすいようになっていることが望ましい。

(2) 契約に先立って行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付

ア 問題となる行為

i)・ii) (略)

iii) 小売供給に係る料金について需要家に誤解を与える説明

前記 ii) のとおり、ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約の締結等をしようとするときは、当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）の説明をしなければならない（ガス事業法第14条第1項及び施行規則第13条第1項第7号）。

このときに、ガス小売事業者等が、需要家に対し、当該小売供給に係る料金について虚偽の事実を告げるなど、需要家に誤解を与える説明によって自己のサービスに誘導しようとすることは、需要家の誤認に基づく選択を招くものであり、需要家保護を趣旨とする説明義務に違反する。

例えば、ガス小売事業者等が、原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給契約の締結等をしようとする場合に、需要家に対し、当該料金メニューにおける原料費調整等のメリット（料金が安くなること等）のみを告げ、デメリット（料金が高くなる可能性があること等）を告げないことは、需要家の誤認に基づく選択を招くものであり、需要家保護を趣旨とする説明義務に違反する。

イ 望ましい行為等

i)～iv) (略)

v) 原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給契約の締結等を
する際の情報提供

ガス小売事業者等が、原料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給契約の締結等をしようとするときは、需要家に対し、当該小売供給に係る

(2) 契約に先立って行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付

ア 問題となる行為

i)・ii) (略)

【新設】

イ 望ましい行為等

i)～iv) (略)

【新設】

料金が原料価格の高騰等によって大きく変動する可能性があることを、原料価格が大きく変動した過去の事例を用いる等して、わかりやすく説明することが望ましい。

2～5 (略)

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

1～3 (略)

4 原料費調整をはじめとする料金高騰リスクへの対応の参考事例

(1) 基本的な考え方

ガスシステム改革の目的の一つは、多様な選択肢から需要家が自らの選好に応じた料金メニューを選択できる状況を実現することである。また、小売全面自由化後の家庭向けの自由料金においては、料金価格変動リスクに備えられるようにする等、需要家保護の観点も重要である。したがって、ガス小売事業者等が、料金の調整に上限のある料金メニューを始めとする料金価格変動リスクに備えることができる料金メニューを含む様々な料金メニューを需要家に選択肢として提示することが期待される。

(2) 原料価格変動を踏まえた料金メニューの作成に関する望ましい行為

家庭向けの料金メニューを提供するガス小売事業者は、その能力に応じて、少なくとも一つは、需要家が原料費調整等のリスクに備えることができる料金メニューを提供することが望ましい。

(3) 参考事例

需要家による料金メニューの理解・比較を容易にし、ガス小売事業者による料金メニュー作成の一助とするため、料金メニューの類型を参考事例として以下に示す。なお、これらはいくまで例示であり、ガス小売事業者の創意工夫による、この参考事例に当てはまらない料金メニューの作成を妨げるものではない。

<参考事例>

(別表を挿入)

2～5 (略)

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

1～3 (略)

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

基本的な仕組み		需要家にとって		ガス小売事業者にとって	
		主なメリット	主なリスク・コスト	主なメリット	主なリスク・コスト
(1) 基本料金・従量料金単価が固定されたプラン	契約期間内において、基本料金・従量料金単価が変動しない料金メニュー	需要家は原料費の変動リスクから遮断される。	原料費下落局面においても値下げはない。 事業者が原料費の変動リスクを全て負っているため、その分のプレミアムが料金に乗る可能性。	原料費下落局面においても収入が変動しない。	事業者が原料費の変動リスクを全て負うこととなる。 原料費の変動リスクをヘッジするための対策が必要。
(2) 原料費に応じた料金調整が行われるプラン	原料費に応じて、一定期間ごとに、料金変動する料金メニュー				
	① 調整上限設定プラン 原料費調整を設けつつ、調整上限を設定する手法。 調整上限超過分は、事後払いの仕組みとすることもありうる。	需要家が背負う原料費の変動リスクは、調整上限により一定程度軽減（設定された調整上限に依存）。 原料費下落局面や円高局面において、調整が需要家にとって有利に働く。	調整上限の見直しが行われる場合がある。 事業者が原料費の変動リスクの一部を負っているため、その分のプレミアムが料金に乗る、契約期間に定めを設ける可能性。	調整上限に至らない範囲において、事業者が背負う原料費の変動リスクを軽減することが可能。	事後払いの仕組みがない場合は、原料費の高騰時には調整上限超過分を事業者が負担することになる。
	② 非調整バンド設定プラン 原料費調整において、料金単価の調整を実施しない一定の変動幅（非調整バンド）を設定する手法。	原料費の変動幅が非調整バンド内であれば、需要家は変動リスクから遮断される（非調整バンドの設定による）。	非調整バンドの見直しが行われる場合がある。 原料費の高騰幅が非調整バンドを超える場合、需要家の変動リスクを背負う。	原料費の変動幅が非調整バンドを超える場合、事業者が背負う変動リスクを軽減することが可能。	原料費の変動幅が非調整バンド内であれば、変動リスクを事業者がすべて背負うことになる。

			<p>原料費の変動幅が非調整バンド内であれば、原料費下落局面においても値下げはない。</p> <p>事業者が原料費の変動リスクの一部を負っているため、その分のプレミアムが料金に乗る、契約期間に定めを設ける可能性。</p>		
	<p>③ 原料費調整がより緩やかなプラン 一般的な貿易統計価格の3ヶ月平均よりも長い期間を採用することで、原料費の変動をより緩やかな形で料金変動に反映する手法。</p>	<p>原料費下落局面において、調整が有利に働く。</p>	<p>原料費の変動が需要家に与える影響が大きい。 (④連動プランよりは緩和される)</p> <p>事業者が原料費の変動リスクの一部を負っているため、その分のプレミアムが料金に乗る、契約期間に定めを設ける可能性。</p>	<p>原料費調整を3ヶ月平均より長くする場合による、原料費の変動リスクについては、軽減することが可能。</p>	<p>原料費調整を3ヶ月平均より長くする場合、原料費上昇・下落局面における料金の値上げ・値下げも緩やかとなる。</p>
	<p>④ 連動プラン 原料費調整に上限設定や非調整バンドの設定は行わない手法。</p>	<p>原料費下落局面において、調整が有利に働く。</p>	<p>需要家が背負う原料費の変動リスクが大きい。</p>	<p>事業者が背負う原料費の変動リスクを軽減することが可能。</p>	<p>他の料金メニューに比して、より丁寧な需要家への説明が期待される。</p>

※1 ここに挙げた料金メニューの類型は、あくまで一例であり、ここに示されていない料金メニューが開発されることは十分にあり得る点に留意。

※2 いずれのメニューについても、需要家への丁寧な情報提供がなされることが望ましい。